静岡県立静岡城北高等学校　公式広報メディア運用規程

第１条（目的）

本規程は、静岡県立静岡城北高等学校（以下「本校」という。）が運用する学校ホームページ、公式 Instagram アカウント及び公式 YouTube チャンネル（以下これらを「公式メディア」という。）について必要な事項を定め、本校の教育活動及び学校情報を適切かつ効果的に発信することを目的とする。

第２条（運用方針）

1. 本校の教育活動、学校行事、部活動、生徒会活動等の情報を広く発信する。
2. 中学生、保護者、地域住民等に対して本校への理解を深めてもらう。
3. 情報発信に当たっては、正確性、公平性及び教育的配慮を重視する。

第３条（対象メディア及び管理構造）

1. 本規程の対象とする公式メディア及びその名称等は以下のとおりとする。

（1）学校ホームページ（以下「公式 HP」という。）

（2）公式 Instagram アカウント（アカウント名：【公式】静岡県立静岡城北高等学校）

（3）公式 YouTube チャンネル（チャンネル名：【公式】静岡県立静岡城北高等学校）

2. アカウント並びに Web サイトの管理責任者は校長とする。
3. 運用責任者は教頭とする。
4. 投稿及び更新担当者（以下「担当者」という。）は、管理職とする。
5. アカウント情報、パスワード及び管理権限は運用責任者が適切に管理する。

第４条（発信内容）

公式メディアでは、次に掲げる内容を発信する。

1. 学校行事、部活動及び生徒会活動に関する情報
2. 教育活動、授業風景及び学習成果（動画コンテンツを含む）に関する情報
3. 学校施設及び教育環境に関する情報
4. 入学者選抜、学校説明会及び公開講座等に関する情報
5. 非常災害時等の緊急連絡事項及び本校からのお知らせ（主に公式 HP）
6. その他校長が適当と認める事項

第５条（投稿・公開手続）

1. 発信内容（文章、画像、動画等）は教職員または教職員が指定した生徒が作成する。
2. 掲載・投稿前に運用責任者の確認を受ける。
3. 公式 YouTube チャンネルに公開する動画コンテンツ、学校の方針に関わる事項、又は社会的影響が大きい内容については、事前に校長の承認を得るものとする。
4. 緊急を要する情報発信については、校長又は運用責任者の判断により速やかに投稿・掲載する。

第６条（個人情報及び肖像権の保護）

1. 個人情報の保護に関する法律その他関係法令を遵守する。
2. 生徒の氏名、住所、電話番号その他個人を特定できる情報は掲載・配信しない。
3. 生徒の写真及び動画の掲載・公開については、本校が定める同意手続（入学時提出「個人情報の取扱い同意書」）に従う。
4. 写真及び動画の撮影・編集に当たっては、名札、成績資料、個人情報が記載された掲示物や

所有物、意図しない第三者が写り込まないよう十分配慮（必要に応じてぼかし・モザイク処理等を実施）する。

5. 外部講師、来校者、他校生徒等の写真・動画を掲載する場合は、事前に本人の承諾（未成年の場合は保護者の同意）を得る。

第 7 条（著作権等）

1. 著作権法その他関係法令を遵守する。
2. 無断で第三者の写真、動画、イラスト、文章等を掲載・配信しない。
3. YouTube 等で公開する動画に使用する BGM・楽曲・素材については、著作権フリー素材や適切なライセンスを取得したもののみを使用し、権利侵害が生じないよう厳重に管理する。
4. 生徒の作品（美術・書道作品、作文、研究発表等）を掲載・配信する場合は、本人及び保護者の同意を得る。

第 8 条（禁止事項）

次に掲げる内容は投稿・配信しない。

1. 法令又は公序良俗に反する内容
2. 誹謗中傷又は差別的表現を含む内容
3. 政治活動又は宗教活動に関する内容
4. 営利活動を目的とする内容
5. 個人情報を含む内容
6. その他学校運営上不適切と認められる内容

第 9 条（コメント、ダイレクトメッセージ及び評価機能等）

1. 公式 Instagram のコメント及びダイレクトメッセージ（DM）、並びに公式 YouTube のコメント欄は、原則として受け付けない（オフ又は非表示の設定とする）。
2. 質問や問い合わせは、公式 HP のお問い合わせ窓口又は電話等の正式な窓口へ案内する。
3. 不適切なコメント等が表示された場合は、運用責任者の判断により削除、非表示又はブロック等の対応を行う。

第 10 条（セキュリティ対策）

1. 各アカウントには可能な限り二段階認証を設定する。
2. パスワードは適切に管理し、定期的な変更を行う。
3. 担当者の異動・離任時には、速やかに権限の変更及び削除を行う。
4. 不正アクセスやアカウントの乗っ取り等が発生した場合は、直ちに運用を停止し、被害拡大防止措置及び必要な対応を行う。

第 11 条（免責事項）

1. 本校は掲載・配信情報の正確性確保に努めるが、その完全性を保証するものではない。
2. 利用者が本校の公式メディアを利用したことにより生じた損害について、本校は責任を負わない。
3. 本校は予告なく運用方針を変更、又は運用の停止・解除をすることができる。

附則

本規程は令和8年 10 月1日から施行する。